

年金受給者の皆さんへ 現況届の提出が原則不要となります

社会保険庁では、年に一回年金受給者からの現況届を提出により、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をしています。

今後、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金を受ける権利があるかどうかの確認を行いますので、12月生まれの人から現況届の提出が不要となりました。

※現況届の提出が不要となる場合（住民票コードが確認できた人）には、誕生月の初めごろに現況届の提出が不要となることのお知らせを送付します。

ご注意ください

○住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の確認を行えない人については、今後も現況届の提出が必要となります。現況届の提出がない場合は、年金の支払いが一時とまりますのでご注意ください。

【主な例】

- ▼社会保険庁で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない人
- ▼外国籍（外国人登録）の人
- ▼外国に居住する人

○加給年金額の対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

▼加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な場合については、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。

※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみの支払いが一時停止されるので注意が必要です。

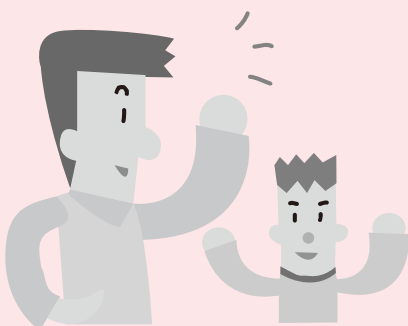
▼障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な場合は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。

※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時停止されるので注意が必要です。

■問合せ先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

あいさつ・声かけ運動

“一声”かけて 地域で子供を 守りましょう



- 1条 元気な声で『おはよう』
- 2条 大きな声で『こんにちは』
- 3条 目と目を合わせて『どうしたの?』
- 4条 にっこり笑って『おかえり』
- 5条 手をふって『さようなら』

不審を感じたら「すばやい一報」を ☎110番

■問合せ先 青少年センター ☎24・3004